

新潟市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月20日

新潟市長 篠田 昭

新潟市条例第24号

新潟市介護保険条例の一部を改正する条例

新潟市介護保険条例（平成12年新潟市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「29,700円」を「30,500円」に改め、同項第2号中「48,200円」を「49,600円」に改め、同項第3号中「51,900円」を「53,400円」に改め、同項第4号中「66,700円」を「68,600円」に改め、同項第5号中「74,100円」を「76,200円」に改め、同項第6号中「81,600円」を「83,900円」に改め、「合計所得金額をいう。以下同じ。）」の次に「（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下同じ。）」を加え、同項第7号中「89,000円」を「91,500円」に改め、同項第8号中「96,400円」を「99,100円」に改め、同項第9号中「111,200円」を「114,300円」に改め、同項第10号中「126,000円」を「129,600円」に改め、同項第11号中「133,400円」を「137,200円」に改め、同項第12号中「140,800円」を「144,800円」に改め、同項第13号中「148,200円」を「152,400円」に改め、同項第14号中「155,700円」を「160,100円」に改め、同条第2項中「26,000円」を「26,700円」に改める。

第17条中「第1号被保険者」を「被保険者」に改める。

附則第7条中「（昭和32年法律第26号）」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第3条の規定は、平成30年度分の保険料から適用し、平成29年度分までの保険料については、なお従前の例による。